

NEW

新規オフィス開設支援補助金

福島市に
新たなビジネス拠点を。

ダブル
一拠点開設費用をW補助



福島市



初期費用支援

- ① 物件契約初期費用
(礼金、仲介手数料、保証料)
 - ② ネットワーク構築費、
什器購入費
- 家賃3カ月分相当額
(上限45万円)
 - 補助率：1/2

最大
45万円

家賃支援

- オフィスの家賃12カ月分
(上限月額15万円)
- 補助率：1/2

最大
180万円



オフィスのイメージ

対象業種

- ✔ 情報通信業 (ソフトウェア開発、情報処理サービス等)
- ✔ 学術研究、専門・技術サービス業 (デザイン、経営コンサルタント、受託開発等)

対象者

- ✔ 市内で新たにオフィスを開設する法人 (または設立予定の個人)
- ✔ 以下のいずれかを満たす者
 - ◆ オフィスでの事業につき、銀行等からの資金支援を受けている者
 - ◆ 市内の期限付き公設オフィス(※)を利用している者
 - ◆ クリエイティブビジネスサロンの年会員に1年以上登録中の者
- ✔ 事業開始日時点で、1人以上の役員または従業員を常駐させる者

対象事業

- ✔ 当該オフィスで2年以上の継続的な事業活動
- ✔ 賃貸借契約を締結した日から概ね1カ月以内に事業開始

対象エリア ✔ 福島駅周辺の指定エリア内 (裏面参照)

(※)期限付き公設オフィス：クリエイティブビジネスサロン内のシェアオフィス、産業交流プラザレンタルオフィス、福島駅西口インキュベーションルーム

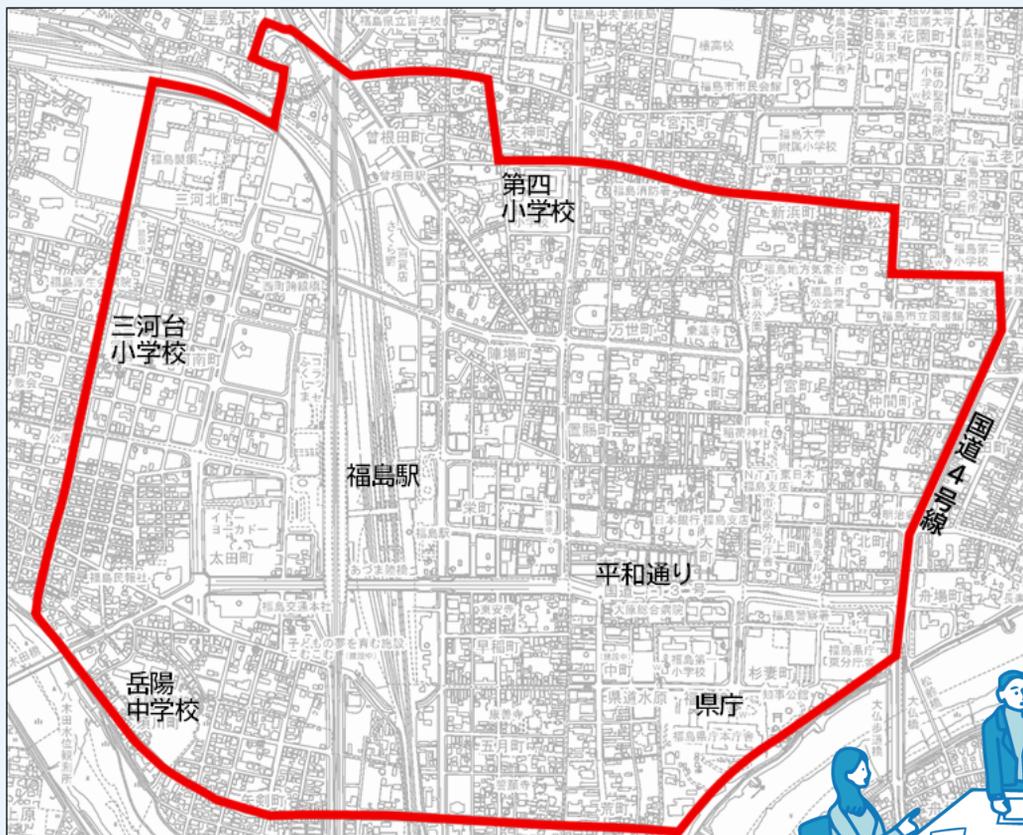
お問い合わせ 福島市 産業雇用政策課 創業推進係 ☎ 024-525-7658

✉ sangyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp HPはこちら



補助対象エリア

- 対象エリア内の物件および対象エリアの境界となる道路に面する物件での新規オフィス開設が補助対象。

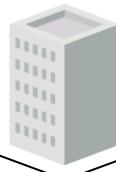


申請時の留意事項

申請者

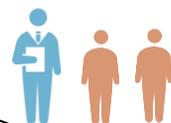


新規オフィス



常駐者

(役員または従業員)



申請

交付決定

物件契約

事業開始

申請から交付決定まで
3週間程度要します。

物件契約は、**交付決定後**
に行ってください。

物件契約後、
概ね**1カ月以内**に
事業開始してください。